

有償運送・運転代行

来年4月に移譲へ

地方分権改革一括法成立

自家用車有償旅客運送と自動車運転代行の規制権限・事務を国から自治体に移す「地方分権改革一括法案」(道路運送法、運転代行業適正化法などの一部改正案)が5月28日の参院本会議で、賛成多数で可決、

源措置を講じ、マニュアルの整備や職員派遣など支援する▽地域の自主性・自立性に配慮し、国の関与を必要最小限に▽自治体間で制度が異なることで住民に不利益が生じないよう留意、実現するーなど。

成立した。施行は来年4月1日。有償運送は原則、「希望する市町村」に、運転代行は全国一律・一斉に都道府県に移譲される。27日の参院総務委員会で新藤義孝総務相は「個性を生かし自立した地方をつくる。多様性や発意を求めたい」と、分権を継続する意向を表明した。

同委の最終審議で有償運送をめぐり質疑があり、国土交通省の若林陽介自動車局審議官は、昨年の調査で希望する市町村の数が全体の6%にとどまっていることに「十分な周知、検討がされていないのが背景」と

参院総務委の採決では共産党を除き各党が賛成。付帯決議は5項目。確実な財

し、「将来的に市町村の事務・権限として定着させるため、移譲の内容・メリットを丁寧に説明し、安全の確保など国の知見・ノウハウを継承し、専門的な人材

の育成を支援する」と述べた。社民党の又市征治議員に答えた。

又市氏は「旅客の範囲の拡大などでバス・タクシーとの競合は避けるべき。生命線の安心・安全が分権によっておろそかにならないか」と指摘。若林氏は「有償運送がバス・タクシーの補完という位置付けは維持し、自治体、バス・タクシー、住民が入った運営協議会が合意する要件は変わらない。安全などを担保する基準の設定は引き続き国交省が担う」とした。

さらに「バス・タクシーと競合しないことが明らかなる場合に限り旅客範囲などの緩和措置を講じる。バス・タクシーを中心として、必要なときに有償運送を活用できるベストミックス(最適な組み合わせ)が実現できるよう、自治体と密接に連携したい」との姿勢を示した。